

平成 18 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 アライドテレシスホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 大 嶋 章 禎  
(コード番号：6835 東証第 2 部)  
問合せ先責任者 経営企画部副部長 精 木 琢 己  
(TEL . 03 - 5437 - 6007)

## 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 30 日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除きます。）において募集する、アライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

### 記

#### ・ 本新株予約権付社債発行の目的

現在、当社グループが属するネットワーク関連市場は、高度な製品開発、多様なサービス、激しい価格競争の渦中にあります。このような環境の中、当社グループは意欲的・集中的に今後の収益の柱となる IP トリプルプレイ事業に経営資源を投下しており、主に欧米地域において顧客獲得件数を確実に積み上げてきているなど当該事業は順調に立ち上がってきており、今後はアジア、日本への普及が想定されます。当社グループが引続き IP トリプルプレイ事業の成長を加速させ、企業価値を向上させていく為には、財務体質の強化と成長投資に向けた十分な資金が必要であることから、今回の資金調達を決定いたしました。

#### ・ 本新株予約権付社債の特徴

本新株予約権付社債は以下の特徴を有し、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みとなっております。

- (1) 本新株予約権付社債には当社の選択により発効日から 1 年後からいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、また、上記コールオプションにより当社は発行価額の 102.5%で繰上償還することができるため、当社は本新株予約権付社債について一定の付加金額を支払うことで、本新株予約権付社債を繰上償還することができること。
- (2) 本新株予約権付社債の割当予定先は、本新株予約権付社債の転換又は新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等の売却以外の空売りを目的とした借株を行わないこと。
- (3) 本新株予約権付社債については、転換価額の修正が随時行われることにより、株価上昇時には遅滞なく転換価額が上昇するという当社にとっての利点が期待できるが、株価下落時でも転換価額は下限転換価額を下回ることはなく、既存株式価値の希薄化を抑制できること。

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## ・本新株予約権付社債発行要項

本要項は、当社が2006年8月30日に開催した取締役会の決議に基づいて2006年9月21日(以下「クロージング日」という。)に発行する総額金60億円のアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. **社債の総額** 金60億円
2. **各社債の金額** 第3項の条件に従うことを条件として、金25,000,000円の1種とする。
3. **本社債の形式** 本社債は当初、自動的かつ無条件に確定社債券と交換可能な元本6,000,000,000円の仮社債大券1枚(以下「**本仮社債大券**」という。)により表章される。  
2006年8月30日付エスクロー契約(以下「**エスクロー契約**」という。)に基づき、当社及び本社債の買取人たるBanque AIG(以下「**買取人**」という。)は、Hammonds社をエスクロー・エージェントに指名している(以下「**エスクロー・エージェント**」という。)  
当社は、本買取契約(以下で定義。)の締結日に、当社の正当な権限を有する代表者により署名又は捺印された未認証の本仮社債大券を、エスクロー・エージェントに預託する。本仮社債大券は、クロージング日において発効し、当社の適法かつ拘束力のある義務となるものとする。  
エスクロー・エージェントは、本社債の総額につき払込みが行われた後直ちに、本仮社債大券を認証し、買取人に交付するものとする。本仮社債大券がクロージング日の翌日に当社が発行する確定社債券(以下「**本確定社債券**」という。)と交換されるまでは、エスクロー・エージェントが買取人のために本仮社債大券を保管する。  
本仮社債大券に対する権利は、クロージング日の翌日以降、買取人によるその保有が「non-US beneficial ownership」に該当するものであることが確認された後に、本確定社債券に対する権利と交換することができる。本確定社債券は、各25,000,000円の額面による連番の無記名式とする。本確定社債券は、買取人の要求により、当社が買取人又は買取人の東京支店に対してこれを発行し、適法に署名又は捺印し、自動的かつ無条件に交付される。かかる交換の完了と同時に本仮社債大券は失効し、エスクロー・エージェントは、その後速やかに、買取人及び当社に対してその旨を通知する。本要項において、「社債券」とは、その文脈に応じて、本仮社債大券の券面又は本確定社債券の券面を意味するものとする。

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権付社債の社債権者は、社債券を記名式とすることを請求することはできない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項及び第 3 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

- 4 . 利 率 本社債には利息を付さない。
- 5 . 各社債の払込金額 額面 100 円につき金 100 円。但し、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
- 6 . 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円。  
但し、繰上償還の場合は、第 9 項第(2)号乃至第(6)号に定める価格による。
- 7 . 払込期日（発行日） 2006 年 9 月 21 日
- 8 . 募 集 の 方 法 海外における私募による第三者割当の方法により、全額を買取人に割当てる。

#### 9 . 償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2010 年 9 月 17 日（ロンドン時間）にその総額を償還する。但し、繰上償還は本項第(2)号乃至第(7)号に定めるところによる。
- (2) 当社は、2007 年 9 月 22 日以降いつでも、その選択により、本社債の社債権者に対して、償還すべき日から 20 営業日以上の前通知を行った上で、当該償還通知書記載の繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部（但し、25,000,000 円単位でのみ一部繰上償還できるものとする。）を、額面 100 円につき 102.5 円で繰上償還することができる。本要項において「営業日」とは、東京において銀行が通常業務のために営業している日であって、土曜、日曜及び国民の休日を除いた日をいう。
- (3) 当社は、2006 年 9 月 22 日から 2007 年 9 月 21 日まで、第三者が、投資目的以外の目的で、かつ長期に保有する目的をもって当社の総株主の議決権の 15%を超える議決権を取得しようとして当社に申し出た場合、当該申し出に応じるために必要があるときは、計算代理人（第 18 項にて定義される。）の書面による同意を得た上で、本社債の社債権者に対して、償還すべき日から 20 営業日以上の前通知を行った上で、当該償還通知書記載の繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部（但し、25,000,000 円単位でのみ一部繰上償還できるものとする。）を、額面 100 円につき 106 円で繰上償還することができる。
- (4) 本社債の社債権者は、2007 年 9 月 22 日以降いつでも、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 20 営業日以上前に前通知を行い、かつ、当該償還通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該償還通知書記載の繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部（但し、25,000,000 円単位でのみ一部繰上償還できるものとする。）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有し、当社は当該請求があった場合には当該償還通知書に従

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

って繰上償還を行うものとする。

- (5) 本社債の社債権者は、2006年9月22日以降であって、株式会社東京証券取引所（その後継取引所又は代替取引所であって、一時的に当社普通株式の取引を行うために計算代理人が株式会社東京証券取引所と同等の取引能力があるとして指定した取引所を含み、以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）が5取引日連続して当初転換価格（第10項第(7)号にて定義される。）の40%を下回った場合、又は東京証券取引所における当社普通株式の売買高が5取引日連続して1億円を下回った場合、それ以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の20営業日以上前に事前通知を行い、かつ、当該償還通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該償還通知書記載の繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部（但し、25,000,000円単位でのみ一部繰上償還できるものとする。）を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有し、当社は当該請求があった場合には当該償還通知書に従って繰上償還を行うものとする。本要項において、「取引日」とは、東京証券取引所が営業している日をいうが、終値（気配値を含む。）が報告されないと計算代理人が判断した日を除くものとする。
- (6) 当社の発行する全部の株式に会社法第107条第1項第1号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更、又は普通株式の内容として会社法第108条第1項第7号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更を当社の株主総会で決議した場合、当社が組織変更をする場合、当社が合併若しくは会社分割（当社が消滅会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本社債の社債権者は、会社法第118条第5項、第777条第5項、第787条第5項または第808条第5項に定める期間内に事前通知を行い、かつ、当該償還通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部を額面100円につき金100円の割合で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有し、当社は当該請求があった場合には当該償還通知書に従い繰上償還を行うものとする。
- (7) 当社は、本社債につき第14項に基づき期限の利益を喪失した場合、社債権者からの通知を受領後、直ちに残存する本社債の全部を額面100円につき金100円の割合で繰上償還する。
- (8) 本項に定める償還すべき日が営業日でないときは、その翌営業日にこれを繰り上げる。
- (9) 当社は、発行日の翌日以降いつでも、その対価を問わず市場取引又は相対取引によって、本新株予約権付社債を買入れ又は買い戻すことができる。
- (10) 前号に基づき買戻した本新株予約権付社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権付社債にかかる本社債又は本新株予約権のみを消却することはできない。

## 10. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、合計 240 個の本新株予約権を発行し、本新株予約権は本仮社債大券によって表象されている場合は本社債に全て付されるのとし、各本確定社債券には 1 個の本新株予約権が付されるものとする。

(2) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求にかかる本社債の未償還元本総額を本項第(7)号記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法第 192 条第 1 項に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。なお、同一の本新株予約権付社債の社債権者が同時に 2 個以上の新株予約権を行使する場合の、1 株未満の端数及び単元未満株式の処理は、同時に行使される本新株予約権を通算してこれを行う。

(4) 本新株予約権を割り当てる日 2006 年 9 月 21 日

(5) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、2006 年 9 月 22 日から 2010 年 9 月 16 日までの間（以下「行使請求期間」という。）いつでも本新株予約権の行使を請求することができる。当社は、本項第(12)号にしたがって、当該本新株予約権を行使した者に対して株券を交付するものとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が第 9 項第(2)号又は(3)号により本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、それぞれ償還日又は期限の利益の喪失に基づき本社債が償還された日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第 9 項第(4)号乃至第(7)号記載の本社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することができない。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権付社債の本社債とする。その場合の会社法第 236 条第 1 項第 3 号に定める額（以下「出資財産額」という。）は行使請求にかかる本社債の未償還元本総額とする。本新株予約権の行使により、当該本新株予約権付社債の本社債は直ちに期限が到来するものとし、当該行使によって消滅する。

本新株予約権の行使に際して当社普通株式 1 株当りの出資財産額（以下「転換価額」と

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いう。)は、当初、本新株予約権付社債発行日の直前の取引日の、東京証券取引所における当社普通株式の終値の100%とする(以下、「**当初転換価額**」という。)

#### 転換価額の修正

本社債発行後、2006年9月25日以降、毎週の最終取引日(以下「**転換価額修正日**」という。)を最終日(当日を含む。)とする3連続取引日(但し、当社普通株式の終値(気配値を含む。)が報告されない日を除く。以下当該連続取引日を「**時価算定期間**」という。)の、東京証券取引所における毎日の当社普通株式の終値(気配値を含む。)の平均値(以下「**基準修正額**」という。)が、当初転換価額未満である場合、転換価額は基準修正額の92%に相当する金額(円位未満は切り上げる。)に修正され、当初転換価額が基準修正額以下である場合、転換価額は基準修正額の90%に相当する金額(円位未満は切り上げる。)に修正され(以下本号により修正された転換価額を「**修正転換価額**」という。)当該修正転換価額は、当該転換価額修正日の翌取引日以降適用される。

時価算定期間内に、本号 または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正転換価額は本要項に従い計算代理人が適当と判断する値に調整される。

但し、かかる算出の結果、修正転換価額が当初転換価額の50%(円位未満は切り上げる。但し、本号第乃至による調整を受ける。以下「**下限転換価格**」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正転換価額とする。

#### 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じると計算代理人が判断した場合又は計算代理人により変更を生ずる可能性があるとして判断された場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア 本号イに定める時価を下回る払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合、会社法第199条第1項第2号の定める当該財産の価額。以下本号において同じ。)をもって当社普通株式を発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、株式分割、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券(権利)もしくは当社に取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の取得または行使による場合を除く。)

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、払込期日または出資の目的たる財産の給付期日の翌日以降、また、会社法第 199 条第 1 項第 4 号の期間を定めた場合は、当該期間の末日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式が会社法第 185 条に基づき無償で割当てられた場合には、当該株式無償割当が効力を生ずる日の翌日以降これを適用するものとする。

イ 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金を減少して資本金を増加させることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金減少による資本金増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお上記ただし書の場合において、株式分割の基準日の翌日から当該剰余金減少による資本金増加の決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。単元未満株式が発生する場合には、会社法第 192 条第 1 項に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- ウ 本号 イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは当社に取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を当社に請求できる新株予約権を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、（A）発行される証券または新株予約権が無償割当される場合には、当該無償割当が効力を生ずる日の翌日以降、（B）株式が発行される場合（無償にて発行される場合を除く。）には払込期日（会社法第 199 条第 1 項第 4 号の期間を定めた場合は、当該期間の末日）の翌日以降、（C）新株予約権が発行される場合には割当日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ア 転換価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- イ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の、毎日の東京証券取引所における終値（気配値を含む。）の平均値（終値（気配値を含む。）のない日数を除く。）とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満を切り上げる。
- ウ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号 イの場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- エ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、計算代理人が転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、計算代理人をして必要な転換価額の調整を行う。

- ア 株式の併合、資本の減少、会社法第 762 条に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、または合併（本要項第 9 項第(6)号 に定める合併及び会社分割を除く。）のために転換価額の調整を必要とするとき。
- イ その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ウ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号 乃至 により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本号 イただし書に示される株式分割の場合は、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により発行する株式への出資財産額中資本金に計上する額は、当該出資財産額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。資本金として計上せず資本準備金として計上する額は、当該出資財

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

産額から資本金に計上する額を減じた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、住友信託銀行株式会社証券代行部（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする場合は、行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容、数及びこれを行行使する請求の年月日等を記載してこれに署名したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。  
行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (11) 新株予約権行使の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求書に、「新株予約権を行行使する日」として記載された日又は行使請求書が行使請求受付場所に到着した日のいずれか遅い方の日に発生する。
- (12) 株券の交付  
当社は、行使請求により株券を交付する場合、当該行使請求書が行使請求の効力が発生する日の午前 11 時（東京時間）までに行使請求受付場所に到着した場合は、行使請求の効力が発生する日の翌営業日から起算して 3 営業日後の日の午前 11 時（東京時間）までに株券を交付するものとする。ただし、会社法その他の適用法令に基づき適法に株券が不発行とされる場合には、株券の交付を要しない。
- (12) 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱  
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は速やかに必要な措置を講じる。

#### 11. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 12. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して出資される財産の内容及び価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行行使されると第 10 項第(7)号 により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は行使請求にかかる本社債の未償還元本総額とし、当初の転換価額は 2006 年 9 月 20 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

#### 13. 担保提供制限

当社は、本社債が残存する限り、現在又は将来の社債又は社債に対する保証、補償その他類似の

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

債務につき、その所持人のために、当社の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保を付さない。但し、当該担保を同時に同等の比率をもって本新株予約権付社債にも付す場合又は買取人が当該担保と同等以上であると認める他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債に付す場合は、この限りではない。

#### 14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、下記第(10)号又は第(11)号の事由に該当したと計算代理人が判断した場合には、社債権者から当社宛てに書面で通知することにより、第(10)号又は第(11)号以外の下記の事由に該当した場合には直ちに、本社債について期限の利益を失い、本社債を償還するものとする。また、当社は、本社債が期限の利益を失った場合、直ちに社債権者に対してその旨通知する。

- (1) 当社が第9項または第13項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、本要項(第9項及び第13項を除く。)または当社と買取人との間の2006年8月30日付買取契約書(以下「本買取契約」という。)に定める規定に違背し、当該違背が回復可能な場合には本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。
- (4) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が合計50,000,000円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立又は私的整理に関するガイドラインに基づく私的整理の申し出をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、又はそれらの手続の開始の申立を受け、その申立が30日以内に棄却ないし却下されない場合。
- (7) 当社の財産につき、差押、競売手続の開始、仮差押、保全差押、仮処分または租税滞納処分があったとき。
- (8) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 当社が債務超過または支払不能となったとき。
- (10) 東京証券取引所において、当社の発行にかかる証券の取引が全面的に停止され又は大幅に制約された場合、
- (11) 当社が、本社債または本買取契約に関して行った事実の表明に関して、重要な点において虚偽または誤解を生じさせるものであったとき。

#### 15. 社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その銘柄、記番号及び喪失の事由等を当社に届け

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を速やかに交付する。

- (2) 本新株予約権付社債券を毀損または汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、毀損の程度が大きいとき、または真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

#### 16. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した費用（印紙税を含む。）を徴収する。

#### 17. 償還金支払場所

当社 本店

#### 18. 計算代理人

当社は、バンク・エー・アイ・ジー証券会社を計算代理人として選任する。なお、計算代理人は、本要項に記載された本新株予約権付社債に関する転換価格の修正、調整その他の全ての計算を行うものとし、その他当社との間で別途合意した事項に係る計算又は決定も行うものとする。

#### 19. 通知

適用法令に反しない限り、当社は、公告（電子公告を含む）に加えて又は公告（電子公告を含む）に代えて、個別の社債権者との間で合意した方法により、直接知れたる社債権者に対して通知を送付することができるものとする。

#### 20. 準拠法

イギリス法

#### 21. 裁判管轄

本新株予約権付社債に関して社債権者と当社との間に発生するあらゆる法的な行為又は手続（以下「法的手続」という。）に関しては、英国裁判所が管轄権を持つものとする。当社は、取消不能で、英国裁判所の管轄に従うものとし、当該法的手続が不便な裁判所に提起されたことその他の理由を問わず、当該裁判所における法的手続に対して異議を述べない。当該管轄の合意は、社債権者の利益のためになされ、社債権者が他の管轄権を有する裁判所において法的手続きを行う権利に影響を与えず、また、いずれかの裁判地における法的手続の実施は、他の裁判地における法的手続の実施を（並行的か否かにかかわらず）妨げるものではない。

#### 22. 訴状等の送達

当社は、英国における訴状等の送達に関して、Allied Telesyn International Limited（現在の所在地：100 Longwater Avenue GreenPark, Reading Berkshire RG2 6GP UK; Tel：+44 118 920 9800; Fax: +44 118 975 2456）を送達受領代理人として指名する。

以 上

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 調達資金の使途

手取概算額 5,950 百万円については、全額を運転資金（主に増加運転資金）に充当する予定であります。但し、当初払込総額 6,000 百万円のうち、2,000 百万円については株式転換の進捗度に合わせて資金を使用することになります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配当に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化と財務体質の健全性ならびに業績を勘案し、安定的な配当の継続を目指しております。

なお、平成 17 年 12 月期は業績悪化により無配とさせていただきましたが、早期に株主様のご期待に沿えるよう、全社一丸となって業績回復に取り組んでまいります。

#### (2) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	67.68 円	54.12 円	0.74 円
1 株当たり年間配当金	5.00 円	1.00 円	- 円
実績配当性向	7.4%	- %	- %
株主資本利益率	4.1%	- %	- %
株主資本配当率	0.3%	0.7%	- %

(注) 1 平成 16 年 8 月 20 日付で、1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。このため、平成 16 年 12 月期の 1 株当たり当期純利益は、期首に株式分割が行われたものとして算出してあります。

2 平成 17 年 12 月期における 1 株当たりの配当は、無配としております。

3 平成 17 年 12 月期および平成 16 年 12 月期における実質配当性向は、1 株当たり当期純損失が計上されているため記載してありません。

4 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部の合計と期末の資本の部の合計の平均）で除した数値であります。なお、平成 17 年 12 月期および平成 16 年 12 月期における株主資本利益率は、当期純損失が計上されているため記載してありません。

5 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部の合計と期末の資本の部の合計の平均）で除した数値であります。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、平成 18 年 8 月 30 日現在の発行済株式総数および潜在株

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式総数に対する今回発行する新株予約権付社債による潜在株式の比率は 15.0%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権付社債がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を、直近の発行済株式総数および既に発行されている新株予約権および転換社債型新株予約権付社債がすべて直近の行使価額で行使された場合に発行される株式数および本新株予約権付社債がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数の合計で除した数値です。

なお、本新株予約権付社債の当初行使価額は本新株予約権付社債発行予定日（平成 18 年 9 月 21 日）の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 100%とすることとしていることから、現時点では未確定であります。このため、上記潜在株式の比率は、ご参考までに平成 18 年 8 月 30 日の終値をもって算出しております。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況  
エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成17年1月1日 ～平成17年6月30日	779,227,900 円	4,140,670,900 円	第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権の行使 750,000,000円 ストックオプションの行使 29,227,900円
平成17年7月1日 ～平成17年12月31日	855,695,700 円	4,996,366,600 円	第 9 回新株予約権（第三者割当）の行使 821,137,500円 ストックオプションの行使 34,458,200円
平成18年1月1日 ～平成18年6月30日	1,162,912,600 円	6,159,279,200 円	第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権の行使 550,000,000円 第12回新株予約権（第三者割当）の行使 591,398,000円 ストックオプションの行使 21,514,600円
平成18年7月1日 ～平成18年8月30日	561,252,000 円	6,720,531,200 円	第12回新株予約権（第三者割当）の行使 561,252,000円

- (注) 1 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権は、全て権利行使されております。
- 2 第 9 回新株予約権（第三者割当）は、全て権利行使されております。
- 3 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権は、社債総額 50 億円のうち 11 億円分が権利行使されております。なお、平成 18 年 7 月 3 日に 20 億円、平成 18 年 8 月 25 日に 19 億円の繰上償還を実施いたしましたので、残額はありません。
- 4 第 12 回新株予約権（第三者割当）は、全て権利行使されております。

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社 2010 年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
始 値	2,515円	185円	175円	811円
高 値	3,100円	921円	985円	940円
安 値	1,521円	151円	172円	167円
終 値	1,850円	174円	806円	305円
株価収益率	27.33倍	- 倍	- 倍	-

- (注) 1 平成18年12月期の株価については、平成18年8月30日現在で表示しています。  
 2 平成16年8月20日付で、1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、平成16年12月期の始値、高値、安値、終値については、期首に株式分割が行われたものとして株価を調整のうえ表示しております。  
 3 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(3) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		Banque AIG
割当転換社債型新株予約権付社債(額面)		金60億円
払込金額		金60億円
割当予定先の内容	住所	46 rue de Bassano 75008, Paris, France
	代表者の氏名	Mauro Gabriele, Président Directeur Général
	事業の内容	銀行業
	大株主及び持株比率	AIG Financial Products Corp. (89.99%) AIG Matched Funding Corp. (10%)
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	人的関係等	該当事項はありません

(注) 「資本の額」欄は、平成18年8月30日現在のものであります。

(4) その他

割当予定先は、本新株予約権付社債の転換の結果、取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け以外の本件の引受けに関する空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

ご注意：この文書は、当社がアライドテレシスホールディングス株式会社2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。